

平成 22 年 4 月 1 日 規程 第 58 号

国立研究開発法人国立がん研究センター内部通報規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 通報の受付・受理等（第 3 条―第 8 条）
 - 第 3 章 調査及び措置（第 9 条―第 14 条）
 - 第 4 章 雑則（第 15 条―第 19 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、国立研究開発法人国立がん研究センター業務方法書第 20 条の規定に基づき、役職員等又は役職員等以外の者からの法令違反行為（法第 2 条第 3 項に規定する事実をいう。）及び医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為（以下併せて「法令違反行為等」という。）に関する通報を、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）内において適切に処理するために必要な手続を定めることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この規程において「役職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。また、「役職員」とは、第一号及び第二号の者をいう。
- 一 センターの役員（理事長、理事及び監事をいう。）
 - 二 職員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 26 条の規定に基づき任命された者をいう。）及び当該通報の日前一年以内に従事していた職員
 - 三 センターが法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業者である場合における同項第 2 号及び第 3 号の労働者及び当該通報の日前一年以内に従事していた労働者
- 2 この規程において「通報対象事実」とは、センター又はセンターの事業に従事する場合における役職員、代理人その他の者についての法令違反行為等の事実をいう。
なお、センターの事業と全く無関係な私生活上の法令違反行為等の事実は含まない。
- 3 この規程において「通報」とは、役職員等又は役職員等以外の者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、センターに設置された窓口又はセンターの外部に設置された窓口に知らせることをいう。
- 4 この規程において「相談」とは、役職員等又は役職員等以外の者が通報に先立ちセンターから必要な助言を受けることをいう。
- 5 この規程において「受付」とは、役職員等又は役職員等以外の者からの通報及び相談を受けることをいう。
- 6 この規程において「受理」とは、役職員等又は役職員等以外の者からの通報について、法令違反行為等に関する通報として受け付けることをいう。
- 7 この規程において「部門」とは、研究所、先端医療開発センター、中央病院、東病院、がん対策研究所、がんゲノム情報管理センター、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部、図書館、監査室、企画戦略局、研究支援センター、橋渡し研究推進センター、人材育成管理事務局、情報統括センター、先進医療・費用対効果評価室、革新的がん研究支援室、コンプライアンス室、研究監査室のそれぞれをいう。

- 8 この規程において「通報相談窓口利用者」とは、センターに設置された窓口又はセンターの外部に設置された窓口に対して通報又は相談を行った役職員等又は役職員等以外の者をいう。

第2章 通報の受付・受理等

(受付の範囲)

第3条 センターは、役職員等又は役職員等以外の者からの通報対象事実に関する通報及び相談を受け付けるものとする。

(通報相談窓口の設置)

第4条 センターに、役職員等又は役職員等以外の者からの通報又は相談を受け付ける窓口（以下「通報相談窓口」という。）を築地キャンパスは総務部築地C総務課、柏キャンパスは総務部柏C総務課に設置し、通報又は相談を受け付ける職員（以下「通報相談員」という。）を築地キャンパスは総務部長、柏キャンパスは柏C総務担当部長とする。

- 2 前項のほか、センターの外部に、通報相談窓口の利用が困難な役職員等又は役職員等以外の者からの通報又は相談を受け付ける窓口（以下「外部窓口」という。）を設置し、通報又は相談を受け付けるセンターの委嘱を受けた弁護士（以下「指定弁護士」という。）を配置する。
- 3 通報相談員の補助者（以下「通報相談窓口担当者」という。）を築地キャンパスは築地C総務課長及び総務係長を、柏キャンパスは柏C総務課長及び総務係長とする。
- 4 通報相談員は、必要と認められるときは、前項以外の役職員に通報相談窓口担当者を指名することができるものとし、通報相談窓口担当者に指名されたことが当該者に明らかになる方法により指名する。

(通報及び相談)

第5条 役職員等又は役職員等以外の者は、通報相談窓口又は外部窓口（通報相談窓口の利用が困難な場合）に通報対象事実について通報又は相談をすることができる。

- 2 通報は、次の各号に掲げる事項について書面の提出（郵送等による提出を含む。）、電子メールの送付又は電話によって行う。
 - 一 通報者の所属、氏名及び連絡先（当該事項の全部又は一部が明らかにされない場合でも可とする。）
 - 二 事案発生年月日
 - 三 事案発生場所
 - 四 通報対象者の所属及び氏名
 - 五 事案の概要
 - 六 事案を知った経緯
 - 七 内容を裏付ける資料の有無

(通報及び相談の受付)

第6条 通報相談員及び指定弁護士（以下「通報相談員等」という。）は、役職員等又は役職員等以外の者からの通報又は相談を受け付け、事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。

なお、当該役職員等又は役職員等以外の者を特定させる情報については、必要最小限の範囲を超えて他の通報相談窓口担当者に共有せず、また、通報相談窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を通報相談窓口担当者以外に共有しないものとする。

- 2 通報相談員等は、通報又は相談の聴取に際して、通報又は相談をした通報相談窓口利用者の秘密を保持するため、当該通報相談窓口利用者が特定されないように十分に配慮するとともに、当該通報又は相談による不利益な取扱いがないこと、個人情報保護されること、受付後

の手続きの流れ、また、国立研究開発法人国立がん研究センターにおける研究費の管理・監査の実施規程（平成22年規程第32号）（以下「研究費の管理・監査の実施規程」という。）第2条第2号（以下「研究費の不正使用」という。）及び国立研究開発法人国立がん研究センターの研究活動における不正行為の防止に関する規程（平成27年規程第47号）（以下「研究活動における不正行為の防止に関する規程」という。）第2条第6号（以下「研究活動における特定不正行為」という。）に関する通報又は相談の場合には、当該各規程に則り対応する必要があることを当該通報相談窓口利用者に対し説明するものとする。ただし、当該通報相談窓口利用者が説明を望まない場合、氏名等が明らかにされていないため通報相談窓口利用者への説明が困難である場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 3 通報相談員等は、通報相談窓口利用者からの通報を受け付けたときは、通報整理票（様式1）（以下「整理票」という。）に記録するとともに、受理するか、受理せず情報提供として受け付けるかを判断した上で、当該整理票の写しにより、通報対象者の所属する部門の長（以下「部門長」という。）、理事長及び監事に報告しなければならない。ただし、部門長、理事長及び監事が通報対象者である場合は、当該通報に関する者への報告は行わない。
- 4 指定弁護士が前項の報告を行うときは、通報相談員を介して報告するものとし、整理票を通報相談員に送付（指定弁護士は整理票の写しとして保有）するものとする。ただし、通報相談員が通報対象者である等、通報の処理に支障が生じるおそれのある場合は、通報相談員を介さず、理事長及び監事に対し報告するものとする。
- 5 理事長は、前項ただし書きにより指定弁護士から報告を受けた場合は、直ちに通報相談員の代行者を指名のうえ監事及び指定弁護士にその旨伝達するとともに、代行者に部門長への報告等必要な対応について指示するものとする。
- 6 前項により指名を受けた代行者は、次条以下に定める通報相談員の事務を処理するものとする。

（通報の受理と不受理）

第7条 通報相談員等は、前条第3項の報告について理事長による確認を受けた上で、通報相談窓口利用者からの通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理せず情報提供として受け付ける旨を、様式2又は様式3により、当該通報相談窓口利用者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、前条第2項ただし書に掲げる場合を除く。

- 2 次の各号のいずれかに該当する通報は、受理せず情報提供として受け付けるものとする。
 - 一 この規程に定められた要件を満たさない通報
 - 二 内容が著しく不分明な通報
 - 三 内容が虚偽であることが明らかな通報
 - 四 前各号に定めるもののほか受理することが相当でないと思われる通報
- 3 第1項の通知は、第9条第5項の通知と合わせて行うことができる。
- 4 通報相談員等は、第1項の通知を行ったときは、当該通知の写しにより、部門長、理事長及び監事に報告しなければならない。
- 5 指定弁護士が前項の報告を行うときは、通報相談員を介して報告するものとする。

（情報提供として受け付けた場合の対応）

第8条 理事長は、通報相談窓口利用者からの通報を情報提供として受け付けた場合であっても、当該通報が研究費の不正使用又は研究活動における特定不正行為に関するものとして、研究費の管理・監査の実施規程又は研究活動における不正行為の防止に関する規程に基づく対応が必要な場合、その他当該通報がセンターの規程違反等に関するものとして対応が必要な場合には、当該通報の内容に応じた必要な対応を指示するものとする。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

- 第9条 理事長は、受理した通報について、調査の必要性を検討した上で、調査の必要性が認められた場合には、通報者を保護するため、通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、その内容の真偽等について速やかに調査を実施するため、必要な指示を行うものとする。
- 2 前項の場合において、理事長は調査担当者を指名、又は、調査チームを編成するものとし、調査担当者（調査チームの担当者を含む。以下同じ。）に指名されたことが当該者に明らかになる方法により指名する。
 - 3 調査担当者は、通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。また、調査担当者は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。
 - 4 調査担当者は、調査結果を理事長及び監事に報告しなければならない。
 - 5 通報相談員は、通報について調査を行うこととなった場合はその旨及び着手の時期並びに当該通報の受理から処理の終了まで（以下「通報の処理」という。）に必要と見込まれる期間を、調査を行わないこととなった場合はその旨及びその理由を、様式2より、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 6 通報相談員は、調査の進捗状況を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、様式4により、通報者に対して適宜通知するよう努めなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 7 通報相談員は、調査終了後、その結果を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、様式5により、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 8 前項の通知は、第10条第2項の通知と合わせて行うことができる。
 - 9 指定弁護士による第6条第4項の報告を基にした第5項から第7項までに規定する通知にあたっては、指定弁護士を介して通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 10 通報相談員等は、第5項から第7項までに規定する通知を行ったときは、当該通知の写しにより、部門長、理事長及び監事に報告しなければならない。
 - 11 指定弁護士が前項の報告を行うときは、通報相談員を介して報告するものとする。

(調査結果に基づく措置)

- 第10条 理事長は、通報対象事実があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を採るものとする。
- 2 通報相談員は、前項の是正措置等の内容を、整理票に記録の上、当該整理票の写しにより部門長、理事長及び監事に報告するとともに、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、様式5により、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者への通知は、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 3 指定弁護士による第6条第4項の報告を基にした前項の通知にあたっては、指定弁護士を介して通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に掲げる場合を除く。
 - 4 通報相談員等は、前項の通知を行ったときは、当該通知の写しにより、部門長、理事長及び監事に報告しなければならない。
 - 5 指定弁護士が前項の報告を行うときは、通報相談員を介して報告するものとする。
 - 6 理事長は、情報提供について第8条により対応を指示した場合は、前項までの規定に準じた必要な対応を指示するものとする。

(是正措置等の事後確認)

第10条の2 通報相談員は、通報対応終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、整理票に記録の上、当該整理票の写しにより部門長、理事長及び監事に報告しなければならない。

2 通報相談員は、前項の報告が、指定弁護士による第6条第4項の報告を基にした是正措置等にかかる報告のときは、整理票の写しにより指定弁護士と情報共有するものとする。

(通報者等の保護)

第11条 通報相談窓口利用者は、通報又は相談をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

(通報者のフォローアップ)

第12条 通報相談員は、通報の処理の終了後、通報者に対して通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか等について確認するなど、通報者を保護するために必要なフォローアップを行うものとする。ただし、第6条第2項ただし書後段に掲げる場合を除く。

2 通報相談員は、前項の確認結果を、整理票に記録の上、当該整理票の写しにより部門長、理事長及び監事に報告しなければならない。

3 通報相談員は、前項の報告が、指定弁護士による第6条第4項の報告を基にした通報者の保護にかかる報告のときは、整理票の写しにより指定弁護士と情報共有するものとする。

(探索の禁止)

第12条の2 役職員等は、通報相談窓口利用者が誰であるか、対象事案に関する調査担当者が誰であるかを探索してはならない。

(個人情報等の保護の徹底)

第13条 通報の処理に関与した役職員は、正当な理由なく、個人情報その他当該通報に関して知ることのできた秘密を開示してはならず、その職を退いた後も同様とする。

2 通報の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項について、法令又はこの規程、その他センターが定める規程等に基づいて必要とされる通知、報告その他の行為については、この限りではない。

(協力義務)

第14条 センターの役職員等は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

2 センターは、行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

第4章 雑則

(整理票の提出)

第15条 通報相談員は、前条までの規定に基づくもののほか、通報の処理の進捗等に応じて必要な整理票の記録を行い、その都度、当該整理表の写しを部門長、理事長及び監事に提出するものとする。

2 通報相談員は、指定弁護士による第6条第4項の報告を基にした通報の処理等にかかる整理票の記録及び提出は、その都度、整理票の写しにより指定弁護士と情報共有するものとする。

(通報関連文書の管理)

第 16 条 通報の処理に係る記録及び関係資料については、国立研究開発法人国立がん研究センターの保有する個人情報の開示等の手続に関する規程（平成 22 年規程第 54 号）及び国立研究開発法人国立がん研究センター法人文書管理規程（平成 22 年規程第 6 号。以下「法人文書管理規程」という。）に基づき適切な方法で管理するものとする。

2 法人文書管理規程における文書の保存期間については 5 年とする。

（利益相反の排除）

第 17 条 通報の処理に従事する役職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 通報の処理に従事する役職員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には理事長及び監事に報告しなければならない。

3 報告を受けた理事長及び監事は、当該役職員の対象事案への対応の関与可否を判断する。

4 通報相談窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の通報相談窓口担当者に引き継がなければならない。

（通報相談窓口以外での対応）

第 18 条 他の規程等により通報窓口等の設置が定められている場合は、当該規程等に基づき対応するものとする。

2 前項の規定に関わらず、当該通報が、法令違反行為に関する通報の場合は、この規程に基づき対応するものとする。

3 通報相談窓口以外に対して通報が行われた場合、当該通報に関与した役職員は、第 11 条、第 12 条の 2 及び第 13 条の規定を遵守しなければならない。

（その他）

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 14 号）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 67-2 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 13 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 48 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 2-1 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 4-10-6 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 54 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 当規程の施行によって「国立研究開発法人国立がん研究センター外部通報事務手続規程（平成 27 年 4 月 1 日規程第 67 号）」を廃止とする。

様式 1 (第 6 条関係)

取扱嚴重注意

通 報 整 理 票

整理番号	
受付年月日	年 月 日
受付者	
通報者	所属：
	氏名：
通報手段	面会・電話・郵便・電子メール・ファクス・その他 ()
連絡先	連絡先：
	希望する連絡方法等：
通 報 内 容	
事案発生日	年 月 日 (事案を知った日： 年 月 日)
事案発生場所	
通報対象者の 所属及び氏名	所属：
	氏名：
事案の概要	
事案を知った経緯	
内容を裏付ける 資料の有無	有 ・ 無
	(有の場合) 資料の内容：
受理・不受理の別 (不受理の理由)	受理 ・ 不受理 決定： 年 月 日
	(理由：)
調査の有無	有 ・ 無
調査の経緯	
通報対象事実の 有無	有 ・ 無
	(有の場合) 該当法令：
是正措置等の 内容	有 ・ 無
	(有の場合)：
事後確認年月日	年 月 日
不利益取扱いの 有無	有 ・ 無
	(有の場合) 内容：
法令違反行為等の 再発の有無	有 ・ 無
	(有の場合) 内容：

様式 2 (第 7 条第 1 項及び第 9 条第 5 項関係)

年 月 日

様

国立研究開発法人国立がん研究センター
通報相談 (外部) 窓口

法令違反行為等に関する通報受理等通知

年 月 日付で当窓口あてになされた通報について、次のとおり取り扱うことに決定いたしましたので、国立研究開発法人国立がん研究センター内部通報規程 (平成 22 年規程第 58 号) 第 7 条第 1 項 (第 9 条第 5 項) の規定により通知いたします。

通報の 取り扱い について	(受理した旨通知する場合) 正式に受理いたします。
調査について	(調査を行う場合) 調査の実施の有無： 有 調査開始時期： 月第 週 処理終了までに必要と推測される期間：約 か月間
	(調査を行わない場合) 調査の実施の有無： 無 調査を実施しない理由：
連絡先	

様式 3 (第 7 条第 1 項関係)

年 月 日

様

国立研究開発法人国立がん研究センター
通報相談 (外部) 窓口

情報提供受付通知

年 月 日付で当窓口あてになされた通報について、次のとおり不受理とし、情報提供として受け付けいたしましたので、国立研究開発法人国立がん研究センター内部通報規程 (平成 22 年程第 58 号) 第 7 条第 1 項の規定により通知いたします。

不受理とした理由	
連絡先	

様式 4 (第 9 条第 6 項関係)

年 月 日

様

国立研究開発法人国立がん研究センター
通報相談 (外部) 窓口

法令違反行為等に関する通報調査進捗状況通知

年 月 日付で受理することを通知した、貴方からの通報内容に関する調査の進捗状況について、国立研究開発法人国立がん研究センター内部通報規程 (平成 22 年規程第 58 号) 第 9 条第 6 項の規定により通知いたします。

調査進捗状況	
連絡先	

様式 5 (第 9 条第 7 項及び第 10 条第 2 項関係)

年 月 日

様

国立研究開発法人国立がん研究センター
通報相談 (外部) 窓口

法令違反行為等に関する通報調査結果 (是正措置等) 通知

年 月 日付で受理することを通知した、貴方からの通報内容に関する調査結果 (是正措置等) について、国立研究開発法人国立がん研究センター内部通報規程 (平成 22 年規程第 58 号) 第 9 条第 7 項 (第 10 条第 2 項) の規定により通知いたします。

調査結果 (是正措置等) の内容	
連絡先	